社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定特定相談支援事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人志布志市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者に対し、適正な指定特定相談支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

２　事業に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

３　指定特定相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の運営に当たっては、市、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

５　指定特定相談支援は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

６　事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所

（２）　所在地　鹿児島県志布志市志布志町志布志 3222 番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名（兼務）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）　相談支援専門員　１名以上

相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成に関する業

務を担当する。
（３）事務職員　　１名（常勤兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）　営業日　月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から１月３日までを除く。
（２）　営業時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

（指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について）
第６条　提供内容は、次のとおりとする。
（１）　利用者からの日常生活全般に関する相談業務
（２）　サービス等利用計画の作成に関する業務
（３）　サービス等の利用状況の検証に関する業務
２　法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第 51 条の 17 の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
３　第８条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実費を徴収する。
４　前２項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
５　第２項の費用の額に係る特定相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該指定特定相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

（指定特定相談支援を提供する主たる対象者）
第７条　事業所において指定特定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）身体障害者
（２）知的障害者
（３）精神障害者

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、志布志市の区域とする。

（虐待の防止のための措置）
第９条　事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市へ報告する。

（障害を理由とする差別の禁止）

第10条　事業所は、事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　事業所は、事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第11条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３　個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い、個人情報の記録を適切に管理・保管する。

４　個人情報の記録を事業所外に持ち出す際は、細心の注意をもって取り扱い、個人情報の紛失・毀損等の事故を防止する。

（その他運営についての留意事項）

第12条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修　採用後３か月以内

（２）　継続研修　　年２回

２　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人志布志市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。